ガイドブック 2023 年度版

福祉車両編



日本財団からのお願い

日本財団は、ボートレースの売上を主な財源に活動している民間の助成財団です。

社会が複雑化し、様々な課題に直面するなか、行政による施策や公的サービスだけでは支援の手が行き届かない問題がたくさんあります。わたしたちは、このような問題を解決するため、いろいろな組織を巻き込んで、新しい仕組みを生み出し、「みんながみんなを支える社会」を目指して、助成事業に取り組んでいます。

1994 年度からはじまった福祉車両の整備事業もこのような視点で推進しており、これまでに累計で 4 万台を超える車両を配備し、全国で人々の足となって活用されています。

事業の実施にあたり、困ったことやご質問がございましたら、随時担当者にご相談下さい。

安全運転の徹底を!

○事故の報告や安全運転に関するクレームが増えています。日本財団のロゴマークを貼った福祉を担う車両として常識のある適切な運行管理を条件に助成をさせていただいております。

○過去3年間の平均では、**年間100件近い事故報告**を受けており、**危険運転等のクレーム**も数十件の連絡を受けております。事故やクレームが発生すると、修理費用や損害賠償費用、事故処理やクレーム処理に要する時間が発生し、本来業務の妨げになり、車両所有団体の社会的信頼の失墜及び日本財団の福祉車両助成事業に悪影響を及ぼしますので、**安全運転の徹底**をお願いします。



神戸333あ12-34

白ナンバーでの運行を!

※緑ナンバー、黒ナンバーへの変更はできません。

転売・下取りはできません!(助成契約違反です)

※自動車販売店やオークション会社から連絡を受けることがあります。







締切日に注意して下さい!

※日本財団への提出書類にはそれぞれ締切日があります。 本ガイドブックでご確認下さい。

※本事業は車両販売会社が皆様に代わって助成金を受領する「代理受領方式」です。 事業の流れ(P.5)をご確認ください。

目 次

1.	助成事業の流れとポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	助成契約について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
3.	助成事業完了報告書の提出及び監査について・・・・・・・・・・・・・・・・7
4.	証拠書類等の保管・管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
5.	福祉車両運行における注意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6.	情報発信について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
7.	完了報告書、納車検収書(日本財団様式)・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
8.	助成事業完了報告書・納車検収書(記載例)・・・・・・・・・・・・・・・16

書類の紛失にご注意を!!

配備した福祉車両は、車両所有権が失効するまで、適切な管理を行っていただきます!!

そのため、以下の3点はいつでもご覧いただけるよう、お手元に大切に保 管してください。

- ① 助成契約書
- ② ガイドブック 2023 年度版 福祉車両編(本ガイドブック)
- ③ 作成書類(完了報告書・納車検収書等) ※別途、日本財団ウェブサイト「<u>事業実施ガイドブック</u>」からダウンロードして ご作成頂く書類です。詳細は7ページ目と13ページ目以降に記載しています。

ご不明点は担当者へご連絡ください。

公益事業部 国内事業審査チーム(車両担当)

☆E-Mail: kuruma16@ps.nippon-foundation.or.jp

☆車両専用問合せフォーム:

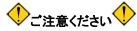
 $\frac{\text{https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdecZjgn2vJdETBaiEH1CKmFsfN0b73xyMY7Y}}{6T4ivKImkuzA/viewform?usp=sf_link}$

1. 助成事業の流れとポイント

以下は助成事業を実施し、福祉車両を管理するうえで、重要な注意事項です。

項目	注意事項	期日	詳細
①助成契約の締結	日本財団と助成契約を電子契約(クラウドサイン)で締結する。 ※クラウドサインによる電子契約にて助成契約を締結してください。 契約期間は電子契約が発信されてから 10 日間です。10 日 を過ぎると契約は無効になりますのでご注意下さい	2023/12/8 (金)目途で契 約の締結をお願い します。	P.6
②売買契約の締結	車両販売会社と売買契約を締結する。 ※車両販売会社の様式による契約となります。	2024/1/9(火)	P.6
③自己負担金額の 支払い	車両販売会社に自己負担金額を支払う。 ※売買契約書に記載された自己負担金額を車両販売会社にお支払い下さい。 ※期日までに自己負担金額が支払われない場合、助成金交付の決定を取り消すことがあります。	2024/1/19 (金)	-
④納車	納車日は生産状況により納車日が変動しますので、車両販売会 社にご相談下さい。	2024/3/末 (予定)	P.7
⑤助成事業完了 報告書の提出	納車から 15 日以内に GoogleForm より提出する。 ※ google アカウントが必要となります。申請時に取得された google アカウントのご使用を推奨致します。	納車·検収後 15 日以内	P.7
⑥監査	提出書類等により監査が行われます。	_	P.7
⑦年間運行報告書 の提出	2025年5月下旬頃、メールにてご案内致します。(予定) 詳細については別途ご連絡致しますのでお待ちください。	2025年5月 下旬頃	_
事故届 団体情報変更届 保管場所変更届 など 廃車届 譲渡届 など	福祉車両の適切な運行、管理を! ※使用に耐えうる限り、継続しての活用をお願いします。 ※緑ナンバーへの変更、リースバック等は認めておりません。 ※団体の情報に変更があった場合は、ご連絡ください。 ※安全運転の徹底をお願いします。 ※事故や老朽化によりやむを得ず廃車や譲渡する場合等、 車両所有権が失効する時点で初めて管理の終了となります。 その際は日本財団の確認が必要ですので、必ずご連絡ください。	何かあったら まず一報を! 車両担当 kuruma16@ ps.nippon- foundation.or.jp	_

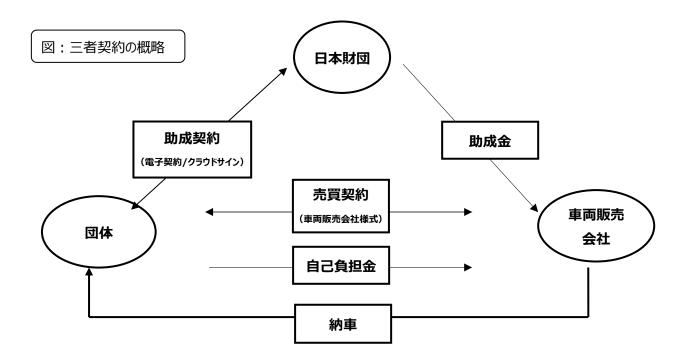
※一般社団法人・一般財団法人および特定非営利活動法人(NPO 法人)には非営利組織評価センター(https://jcne.or.jp/)による、ベーシックガバナンスチェック評価を受けていただきます。対象となる団体には詳細を別途ご案内致します。



日本財団への連絡を行わず、あるいは指示に従うことなく福祉車両を処分、その他目的外での使用が判明した場合、助成金を返還していただくことがあります。

《福祉車両助成事業の流れ》

- ① 決定通知の送付&電子契約による助成契約書の締結《財団←→団体》(6ページ)
- ② 覚書の締結 《財団←→車両販売会社》
- ③ <u>売買契約書の締結</u> 《**団体**←→車両販売会社》 車両販売会社と交わす書類は車両販売会社に送るものであっても必ず複写を保存して下さい。
- ④ 自己負担金額 (諸税・諸費用等含む) の支払い 《団体→車両販売会社》
- ⑤ <u>助成金の支払い</u> 《財団→車両販売会社》 車両販売会社に日本財団から直接助成金が支払われます。
- ⑥ 納車《車両販売会社→団体》
- ⑦ 助成事業完了報告書・納車検収書の提出《団体→財団》(7ページ、13ページ~)
- ⑧ 監査 《財団→団体》 (7ページ)
- ⑨ 年間運行報告書の提出《団体→財団》



2. 助成契約について

1. 契約内容の確認

契約書の内容について、よくご確認下さい。

- ※団体名、代表者名、住所、事業内容は、特に重要な項目です。必ずご確認下さい。 万が一、記載内容に誤りがあった場合は、速やかに日本財団までご連絡下さい。
- ※本契約については、理事会への報告等、団体としての総意を得たうえで手続きを行って下さい。
- ※助成契約に違反し、助成金の交付決定の取消となった場合は、助成金の返還及び日本財団の ホームページにおいて団体名や代表者名等を公表します。

2. 契約の締結

契約締結権限者がクラウドサインにて指定期日までに日本財団と契約締結を実行してください。クラウドサインにて契約締結を実行されましたら、日本財団との助成契約が成立いたします。

!注意!

契約締結有効期限は、メールアドレスにクラウドサインが届いてから

10 日以内!!

3. 車両販売会社との売買契約の締結、自己負担金の振り込み

売買契約に関しては、順次車両販売会社から連絡を差し上げます。

全ての団体に連絡が届くまで 2 週間前後かかりますので、

車両販売会社からの連絡をお待ち下さい。

!注意!

- 今後の書類手続きの為、車両販売会社との契約時は以下の事にご注意ください。
 - □契約書、注文書等は<u>車両販売会社に返送する前に</u> 必ず控えを取って下さい。
 - □自己負担金を振り込んだ際の振り込み証明書を取得し、保管して下さい。

3. 助成事業完了報告書の提出及び監査について

1. 事業の完了とは

福祉車両の納車検収日(納車された車両の説明を受けた日)をもって事業の完了とします。

2. 提出書類の準備(各1部ずつ)

- ①完了報告書(法人で作成、法人印押印必須) ※16,17ページ参照
- ②車両販売会社との契約等書類の写し(2種類)
- ③振り込み証明書又は領収書の写し
 - ※銀行又は車両販売会社が発行したものであること。団体で作成したものは不可。
 - ※ネットバンキングで振込した場合は、<u>振込名義・振込先口座番号・振込先名義・金額・振込日</u>が 確認できる画面をプリントアウトしてください。
 - ※振込名義が法人名または申請された施設名以外の場合は、法人名や施設名との関連性が確認できるものを 併せてお送りください。
- ④車検証の写し
 - ※車検証は団体名義でご登録下さい。施設名や個人名での登録はできません。
- ⑤納車検収書(法人で作成) ※18ページ参照
- ⑥**車両写真** 4 枚 ※19 ページ参照

助成事業完了報告書及び納車検収書は、作成書類に直接入力していただくか 貴団体で作成していただいても構いません。ただし、その場合は指定の様式に従って下さい。

3. 提出

書類は全て電子データ化(カラースキャン、写真データ)して、GoogleForm より

ご提出ください。※郵送でのご提出は承っておりません。

※google アカウントが必要となります。申請時に取得された google アカウントのご使用を推奨致します。

【GoogleForm: <u>ここをクリック</u> 】

事業完了(納車され、検収を行った日)から **15 日以内に提出**

!再確認!

□ 助成事業完了報告書1部、添付書類1部ずつを用意しましたか?

□ 提出書類の控えは保管していますか?

4. 監査について

監査とは助成金が助成事業に必要な経費として経済的かつ適正に使用されたかを確認することです。 当財団の監査員が、日程調整後、皆様の事務所にお伺いしたり、必要な書類をご提出いただいております。

・監査の基準及びポイント

助成契約書、貴団体の諸規定、ガイドブック等々に基づき、①助成事業目的外に支出されていないか②社会通念上を逸脱するような支出がされていないか等々を監査します。

・助成金額の決定

監査の結果に基づき事業費総額を決定し、最終的な助成金額が決定します。決定後に差額が発生した場合は、7 清算をしていただきます。なお、監査結果は一般に公表できるものとします。

4. 証拠書類等の保管・管理について

助成金に係る次の書類は、事業の完了した日が属する会計年度の終了後も保管して下さい。なお、メール等、デジタル 媒体に保存されているものに関しても、印刷して保存されることをおすすめします。

保管していただく書類と注意

・助成契約書及び付属書類 ※契約締結が完了した助成契約書はクラウドサインよりメールで送信 れてきます。取得方法等の詳細はクラウドサインの説明をご確認くが さい。 ・変更届(事業計画や実施内容を変更した場合) ・変更届への回答文書(該当する場合のみ) ・助成事業完了報告書 ・売買契約書または注文書/注文請書 ・請求書 ・振込証明書または領収書
れてきます。取得方法等の詳細はクラウドサインの説明をご確認ください。 ・変更届(事業計画や実施内容を変更した場合)・変更届への回答文書(該当する場合のみ)・助成事業完了報告書 2. 車両販売会社との売買契約関係書類 ・売買契約書または注文書/注文請書・請求書
きい。 ・変更届(事業計画や実施内容を変更した場合) ・変更届への回答文書(該当する場合のみ) ・助成事業完了報告書 2. 車両販売会社との売買契約関係書類 ・売買契約書または注文書/注文請書 ・請求書
・変更届(事業計画や実施内容を変更した場合) ・変更届への回答文書(該当する場合のみ) ・助成事業完了報告書 2. 車両販売会社との売買契約関係書類 ・売買契約書または注文書/注文請書 ・請求書
・変更届への回答文書(該当する場合のみ) ・助成事業完了報告書 ・売買契約書または注文書/注文請書 ・請求書
・助成事業完了報告書 2. 車両販売会社との売買契約関係書類 ・売買契約書または注文書/注文請書 ・請求書
2. 車両販売会社との売買契約関係書類 ・売買契約書または注文書/注文請書 ・請求書
•請求書
・振込証明書または領収書
がた地方自然が自
•納車検収書
3. 会計帳簿・預貯金通帳 ・助成事業に関する会計帳簿
※補助簿を作成して科目毎の支出を管理して下さい。
•固定資産台帳
※取得した車両は台帳に記載し管理して下さい。
•預貯金通帳
4. その他関係資料等・諸規程
※契約締結についての規程等、予算執行に関する諸規程
・事業の実施に伴う内部決裁承認文書
・その他、助成金に関し日本財団や車両販売会社
へ照会、回答等を行った文書
 •車検証

5. 福祉車両運行における注意事項について

1. 廃車について

助成した福祉車両は、使用に耐えうる限り、継続しての活用をお願いしています。事故や老朽化によりやむをえず廃車する場合は必ず事前に日本財団へご連絡下さい。 廃車が妥当であると認められた場合、道路運送車両法に従い永久抹消登録(滅失・解体)を行っていただきます。

永久抹消されたとしても目的外の使用はできませんのでご了承ください。

廃車の書類等については、ご連絡頂いた際にご案内致します。

2. リースバックについて

業者に車両の名義を移し月々支払いをするといった、いわゆるリースバック契約は認めていません。

3. 緑ナンバーの禁止について

日本財団から助成した車両は、緑(青)ナンバー、黒ナンバーへの変更を認めておりません。有償移送サービスを行っている団体におかれましては、道路運送法第 78 条第 3 項の許可もしくは法第 79 条の登録を受けて、白ナンバーで活動して下さい。法第 4 条第 1 項、法第 43 条第 1 項の許可を受けた事業には使用できません。

4. 事故について

助成を受けた福祉車両で重大な事故が起きた場合には、日本財団にご連絡下さい。

5. 車体のシールについて

事故等により、車体のシール(ステッカー)の修復が必要となった場合は、日本財団にご連絡ください。

6. 安全運転の徹底を

危険な運転をしている福祉車両に遭遇したという報告が増えています。ドライバーとしての交通ルールの 遵守はもとより、公益福祉活動の増進を担う車両であることを念頭に、安全運転の徹底を心がけて下 さい。

7. 団体情報の変更について

「法人格、団体名(フリガナ)、代表者名、代表者役職、略歴、兼職、団体住所(フリガナ)、電話番号、口座情報、FAX番号、メールアドレス、設立年月日等」などに変更があった場合、必ず手続きが必要となります。

団体情報に変更がある場合は下記より日本財団福祉車両担当にご連絡ください。

- ☆ **E-Mail**: kuruma16@ps.nippon-foundation.or.jp
- ☆車両専用問合せフォーム:

 $\frac{\text{https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdecZjgn2vJdETBaiEH1CKmFsfN0b73xyMY7Y6T4ivKImkuzA/viewform?usp=sf_link}{\text{orm?usp=sf_link}}$

8. 車両保険加入についてのお願い

近年、台風や大雨・洪水などの自然災害が増えている現状を考慮すると、自然災害にあった時に補償を受けられる車両保険に入っていただくことを推奨いたします。

車両保険に加入せず万が一被災した場合に、当財団が実施いたします災害対応のための助成制度を受けられない可能性もあります。

日本財団への連絡を行わず、あるいは指示に従うことなく福祉車両を処分(廃車・譲渡・下取り・転売等)、その他目的外での使用が判明した場合、助成金を返還していただくことがありますので、適切な運行、管理をお願いします。

6. 情報発信について

1. 情報発信を行う理由とは?

日本財団は、ボートレースの売上げの一部を財源として皆様の支援をおこなっているため、社会に対する 積極的な情報公開は不可欠であると考えています。

そのため、事業を実施する皆様も公益コミュニティサイト「CANPAN(カンパン) https://fields.canpan.info/」や SNS 等(Facebook、Instagram)を通じて、様々な情報を発信してください。



2. 成果物公開

事業成果物を「CANPAN」に登録してください。

https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2022/03/gra_gui_32.pdf

登録確認後、日本財団図書館に公開されます。

https://nippon.zaidan.info/

日本財団公益コミュニティサイト「CANPAN」とは?

N P Oのウェブサイト、地方自治体の廊下にある掲示板、社会貢献を行う企業や個人のボランティアなど、日本国内に点在 している「公益」に関する膨大な情報を共有し一覧できる場所・・・

このようなサイトがあれば日本はもっと元気になるのでは?

そんな思いを実現させるためのサイト、それが日本財団公益コミュニティサイト「CANPAN(カンパン)」です。

日本財団では、この「CANPAN」を使い、助成事業についても次のようなことを実現したいと考えています。

1. 情報発信力を向上

「CANPAN」には、団体の基本情報の登録・開示が行える「団体情報」機能や、手軽にかつ継続的に情報発信を行うことができ、団体のホームページとしても活用できる「ブログ」機能、さらには、イベント開催情報等を発信できる「ニュース」機能など、団体の情報発信力をサポートする様々な機能があります。このような機能をご活用いただくことで、より効果的な情報発信が期待できます。

2. 事業の活性化と透明性の向上

助成事業のプロセスや事業成果をインターネット上で公開し、広く一般の方に周知することは、イベントへの参加者や活動への理解者の増加など、助成事業の活性化にもつながります。

また、社会に対して情報をオープンにすることで、事業の透明性が向上し、助成事業実施者としての説明責任を果たすことにもつながります。

3. 納車式(お披露目式)を実施する際はご一報ください。

ディーラー(車両販売会社)より車両が納車される際に、納車式(お披露目式等)を開催される場合は日本財団へ開催日時についてご連絡いただけますと幸いです。

車両販売会社 連絡先

車両販売会社(部署名)	電話番号	FAX番号	担当者
日産自動車販売(株) (大口顧客営業部)	03-5418-8607	03-5418-8623	小倉(おぐら) 小村(こむら)
トヨタモビリティ東京(株) (法人部)	03-5439-2028	03-5439-1266	小川(おがわ) 福地(ふくち)

日本財団 連絡先

〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2

日本財団 公益事業部 国内事業審査チーム 車両担当

- ☆ **E-Mail**: kuruma16@ps.nippon-foundation.or.jp
- ☆車両専用問合せフォーム:

 $\frac{https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdecZjgn2vJdETBaiEH1CKmFsfN0b73xyMY7Y6T4ivKImkuzA/viewform?usp=sf_link}{}$

日本財団 HP に福祉車両についての注意事項・各種書式等を随時掲載しておりますのでご覧下さい。

個人情報の取り扱いについて

日本財団が助成事業に際して収集した個人情報は、個人情報保護法および当財団の個人情報保護規定に基づき、以下の目的に利用します。記載項目外の目的に利用する場合は、あらかじめホームページ等により通知または公表いたします。

- ・助成事業に関する事務手続き
- ・日本財団が実施するイベント案内、アンケートの実施
- ・FAX・メールマガジンの送付

7. 完了報告書、納車検収書(日本財団様式)

~ご一読ください~

- ・パソコンで編集可能な WORD 版を日本財団ウェブサイト「事業実施ガイドブック」にて公開しています。
- ・貴団体でオリジナルのものを作成していただいても構いませんが、その場合は上記で公開している各種書類の日本財団様式に従ってご作成ください。
- ・完了報告書・納車検収書の内容に誤りがあった場合、また添付書類に不備・不足があった場合は再提出をお願いします。
- ・書類はすべて電子データにしていただき、下記の GoogleForm よりご提出をお願い致します。郵送によるご提出は承っておりません。提出方法についてはガイドブック 7 ページをご確認ください。
 - ※ Google Form よりご提出いただく際は google アカウントが必要となります。 ご申請時に取得された google アカウントをご使用されることを推奨いたします。
- ・完了報告書・納車検収書の書き方についてはガイドブック 17~20 ページをご参照ください。
- ・ガイドブック・書類の様式は毎年変更・修正を行っております。 過去に助成歴があり、同様の書類を作成した事があっても、必ず最新のガイドブック・様式 を使用して下さい。

完了報告書類一式提出用 GoogleForm:

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeJTAyI_zQ83nrE-wnagPL-LZaAS58vgMLpd9U88Ky2XSg6rg/viewform?usp=sf_link

※GoogleForm にアクセスする際は google アカウントが必要となります。
申請時に取得された google アカウントのご使用を推奨いたします。

助成事業完了報告書

宛	先:	日	本	財	ব						
		会長	笹川	陽平	殿	報告日付:	年	F	₹	日	
						事業 ID:					
						事業名:)整備
						団体 ID:					
						団体名:					
						代表者名:					EP
						TEL:			_		
						FAX :				•	
						住 所 : <u>〒</u>					
						 事業完了日:_	4	‡ .	月	日	
事業	費総 額	額	,		,000 円						
助点	金額	-	,		,000 円						
- - -											
事業	(成果)	物:福	祉車両	Ī							
事業	報告	:									
(1)車	種									_ 1台
(2)使	押施記	フ 没 住 フリ	上	<u> </u>						
			施設	名称		重	 旦当者連	悠牛・			
						구 17).	サリガナ 氏名 :	ra/U .			
							電話:				

														別	紙
事業	ID:_													,,,,	.,,
												年	月		日
日		Į		寸											
会 長	笹	川陽	景 平	殿											
					受创	頁 者	住	所							
							₫	体 名							
							代	表者						Œ	<u>) </u>
							雨	舌番 号				_			
					絅	, 車	検収	又書							
貴	財団より	助成を	受けた_					の整	<u>備</u> につ	いては、	下記	のとお	り納車	<u>i</u>	
を	受け、検	収のうえ	え、受命	頂した。	ことをひ	在認い:	たしました	た。							
							記								
1.	. 受領	[車種	名	_											_
2	. 受 🕆	領台	数		1	台									
3	. 受領	・検収	日			年	F	1	日						
4	. 受 🕆	領場	所	_											_

5. 受領検収者名

6. 受領立会者名

(団体担当者)

(販売会社担当者)

8. 助成事業完了報告書·納車検収書《記載例》

助成事業完了報告書

宛 先:日 本 財 団

会長 笹川 陽平 殿

CANPAN ID とは異なります。

必ず契約書を確認して下さい。

登記簿記載の法人住所、電話、 FAX番号(市外局番から)

福祉車両納車後、検収を行った日

報告日付: 助成事業完了報告書作成日

事業 ID: 助成契約書に記載の事業 ID(10桁) 事業名: 9ページ【A】事業名より選択(○○の整備)

事業名: 9ハーン【A】事業名より選択(〇〇の登録) 団体 ID: 助成契約書に記載の団体 I D(7桁)

団体名: 団体の正式名称

代表者名: 理事長 日本 太郎

T E L : 00-000-000

FAX: 00-000-000

住所:〒○○○-○○○

事業完了日:西暦〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

事業費総額 9ページ【B】事業費総額より選択 円

助成金額 9ページ【C】助成金額より選択 円

必ず次ページの表に従って、 【B】と【C】に記載されている 金額をそのまま記入して

法人印

※個人印不可

下さい。

4WD はオプションとして扱いますので、

ここには 2WD と入力して下さい。

(印)

事業目標の達成状況:

〈例〉在宅サービスの担い手として、当法人には地域に密着した様々な福祉サービスの提供が求められている。本事業の実施により、より安定したサービスの提供ができ、地域福祉の向上に貢献することができる。

事業成果物:福祉車両

事業報告:

(1) 車 種 9ページ【D】車種より選択(車両販売会社/車種 ■■車 2WD ガソリン ■名) 1台

(2)使用施設 **住** 所 <u>助成契約書 2 枚目(事業計画概要)に記載された保管場所の</u>住所

フリガナ

施設名称 助成契約書2枚目(事業計画概要)に記載された使用施設名称

※使用する施設(事業所)の名称・住所を記入して下さい。 駐車場の住所ではありません。

事務担当者連絡先:

フリガナ フ リ ガ ナ 氏名: 担 当 者 氏 名

電話: 00-0000-0000

※事業費総額について※

「事業費総額」はオプション費用・諸手続き費用等を含まない書類上の金額で、 「実際に車両販売会社に支払われた車両合計代金」とは**異なります**。

シタラも会切しず言コーノギャン

次頁を参照しご記入ください。

助成事業完了報告書用一覧表

日本財団の福祉車両は 4WD・寒冷地仕様を「オプション」として扱っており、事業費総額や車種の表記には<u>含みません。</u> 4WD・寒冷地仕様であっても、この表のとおりに記入して下さい。

事業費総額についても、オプション・諸手続き費用を差し引いた下記金額をそのまま記入して下さい。

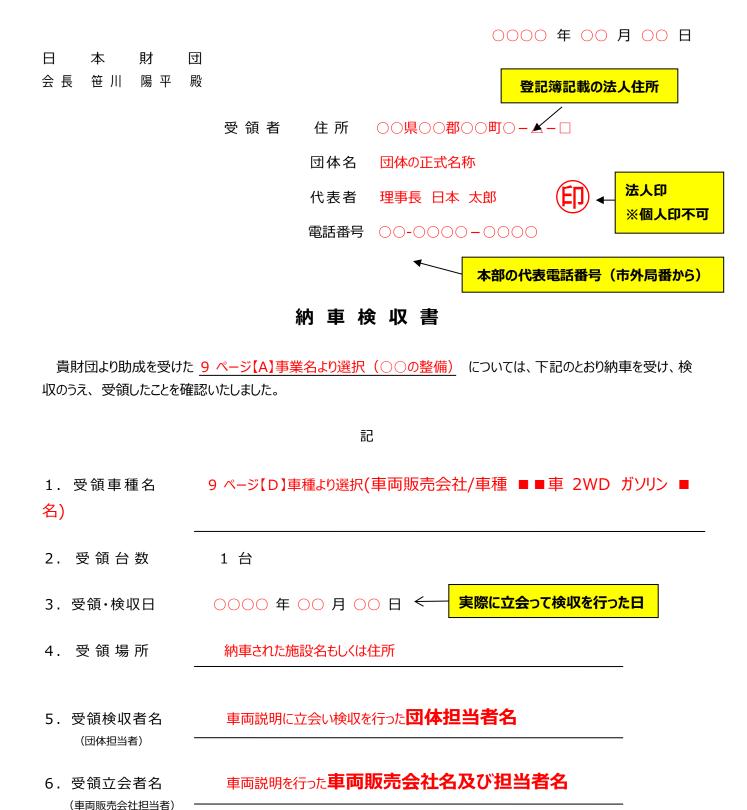
車両販売会社との契約書の金額とは異なります。

※完了報告書の事業費総額と助成金額欄に下記金額が記入されていない場合は再提出となります。

【A】事業名	【B】事業費総額	【C】助成金額	【D】車種
車いす対応車(普通車) の整備	4,200,000	3,360,000	ト3タ/ハイエース 普通車 2WD/AT ガソリン 車 いす 2+7 名または車いす 4+4 名
車いす対応車(普通車) の整備	3,830,000	3,060,000	日産/キャラバン 普通車 2WD/AT ガソリン 車いす 2+8 名または車いす 4+5名
送迎車(小型車)の整備	2,810,000	2,240,000	日産/セレナ/ガソリン 小型車 2WD/AT 8名
送迎車(小型車)の整備	3,240,000	2,590,000	日産/セレナ/e-Power 小型車 2WD/AT 8 名

※省略せずに全て記入して下さい。

事業 I D:助成契約書に記載の事業 I D(10 桁)



[車両写真4種](例)

〇前面(車両全体を正面から撮った写真)

〇背面(車両全体を背面から撮った写真)

- ・ナンバープレートが確認できるようにしてください。
- ・ナンバープレート・車体表示が確認しづらくなりますので、 斜めからの撮影はしないでください。



〇側面(車両全体を側面から撮った写真)

・車体表示・団体名・施設名などが確認できるように真横から撮影してください。斜めからは撮影しないでください。



〇活動中の写真

・実際に利用者又はスタッフが車両を利用している様子を撮影してください。 なければ車両とスタッフが写るように撮影してください。

